

北上市介護保険規則の一部を改正する規則

北上市介護保険規則（平成12年北上市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>（東日本大震災により被災した第1号被保険者の介護保険料減免の特例）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる避難指示等の対象地域の第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める期間の保険料の額の減免について適用する。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定による帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域（以下「帰還困難区域等」という。）の者（平成23年3月11日以降に他市町村へ転出した者及び新たに結婚その他これに準ずる理由により減免措置を受ける世帯に属することとなった者を含む。）平成24年3月分から令和8年3月分まで</p> <p>(2) 旧避難指示区域等（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による平成28年及び平成29年に指定が解除された旧居住制限区域等（居住制限区域及び避難指示解除準備区域をいう。）、平成31年に指定が解除された旧居住制限区域等（居住制限区域及び避難指示解除準備区域をいう。）、令和2年に指定が解除された旧避難指示解除準備区域</p>	<p>附 則</p> <p>（東日本大震災により被災した第1号被保険者の介護保険料減免の特例）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる避難指示等の対象地域の第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める期間の保険料の額の減免について適用する。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定による帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域（以下「帰還困難区域等」という。）の者（平成23年3月11日以降に他市町村へ転出した者及び新たに結婚その他これに準ずる理由により減免措置を受ける世帯に属することとなった者を含む。）平成24年3月分から令和9年3月分まで</p> <p>(2) 旧避難指示区域等（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による平成29年に指定が解除された旧居住制限区域等（居住制限区域及び避難指示解除準備区域をいう。）、平成31年に指定が解除された旧居住制限区域等（居住制限区域及び避難指示解除準備区域をいう。）、令和2年に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（避難指示</p>

等（避難指示解除準備区域及び特定復興再生拠点区域をいう。）、令和4年及び令和5年に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域並びに令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域をいう。以下同じ。）の者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この附則、別表第1及び別表第2において同じ。）が633万円未満のもの（平成23年3月11日以降に他市町村へ転出した者及び新たに結婚その他これに準ずる理由により減免措置を受ける世帯に属することとなった者を含む。）平成24年3月分から令和8年3月分まで

(3) 令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域の者であって、合計所得金額が633万円以上のもの（平成23年3月11日以降に他市町村へ転出した者及び新たに結婚その他これに準ずる理由により減免措置を受ける世帯に属することとなった者を含む。）平成24年3月分から令和7年9月分まで

解除準備区域及び特定復興再生拠点区域をいう。）、令和4年及び令和5年に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域並びに令和7年3月31日に指定が解除された旧帰還困難区域をいう。以下同じ。）の者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この附則、別表第1及び別表第2において同じ。）が633万円未満のもの（平成23年3月11日以降に他市町村へ転出した者及び新たに結婚その他これに準ずる理由により減免措置を受ける世帯に属することとなった者を含む。）平成24年3月分から令和9年3月分まで

(東日本大震災により被災した要介護被保険者等の給付割合の特例)

第3条 [略]

2 前項の給付割合の特例を受ける被保険者(以下「対象被保険者」という。)は、次に掲げる者とする。

(1) [略]

(2) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による平成27年に指定が解除された旧避難指示解除準備区域の者であって、合計所得金額が633万円未満のもの(平成23年3月11日以降に他市町村へ転出した者及び新たに結婚その他これに準ずる理由により給付割合の特例を受ける世帯に属することとなった者を含む。)

(3) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による平成26年以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点をいう。)及び旧避難指示解除準備区域の者であって、合計所得金額が633万円未満のもの(平成23年3月11日以降に他市町村へ転出した者及び新たに結婚その他これに準ずる理由により給付割合の特例を受ける世帯に属することとなった者を含む。)

(4) 前条第2項第3号に該当する者

3 第1項の規定は、次に掲げる対象被保険者の区分に応じ、当該各号に定める期間に受けた介護サービスについて適用する。

(東日本大震災により被災した要介護被保険者等の給付割合の特例)

第3条 [略]

2 前項の給付割合の特例を受ける被保険者(以下「対象被保険者」という。)は、次に掲げる者とする。

(1) [略]

(2) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による平成28年に指定が解除された旧居住制限区域又は旧避難指示解除準備区域の者であって、合計所得金額が633万円未満のもの(平成23年3月11日以降に他市町村へ転出した者及び新たに結婚その他これに準ずる理由により給付割合の特例を受ける世帯に属することとなった者を含む。)

(3) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による平成27年に指定が解除された旧避難指示解除準備区域の者であって、合計所得金額が633万円未満のもの(平成23年3月11日以降に他市町村へ転出した者及び新たに結婚その他これに準ずる理由により給付割合の特例を受ける世帯に属することとなった者を含む。)

3 第1項の規定は、次に掲げる対象被保険者の区分に応じ、当該各号に定める期間に受けた介護サービスについて適用する。

(1) 前項第1号又は第2号に該当する対象被保険者 令和7年3月1日から令和8年2月28日まで

(2) 前項第3号に該当する対象被保険者 令和7年3月1日から令和7年3月31日まで

(3) 前項第4号に該当する対象被保険者 令和7年3月1日から令和7年9月30日まで

4 [略]

附則別表（附則第2条関係）

区分		減免割合
[略]		
附則第2条第2項第2号に掲げる者	平成28年に指定が解除された旧避難指示区域等の者	[略]
附則第2条第2項第2号に掲げる者	平成29年以降に指定が解除された旧避難指示区域等の者	[略]
附則第2条第2項第3号に掲げる者		100パーセント

(1) 前項第1号又は第2号に該当する対象被保険者 令和8年3月1日から令和9年2月28日まで

(2) 前項第3号に該当する対象被保険者 令和8年3月1日から令和8年3月31日まで

4 [略]

附則別表（附則第2条関係）

区分		減免割合
[略]		
附則第2条第2項第2号に掲げる者	平成29年に指定が解除された旧避難指示区域等の者	[略]
附則第2条第2項第2号に掲げる者	平成30年以降に指定が解除された旧避難指示区域等の者	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の北上市介護保険規則（以下「新規則」という。）附則第3条の規定は令和8年3月1日から適用する。

（経過措置）

2 新規則の規定は、令和8年4月分以降の介護保険料の減免の特例又は令和8年3月1日以降に利用した介護サービスに係る

給付割合の特例について適用し、令和8年3月分（被保険者が令和7年度末にその資格を取得したことにより、令和8年4月以後に納期限が到来するものを含む。）以前の介護保険料の減免の特例又は令和8年2月28日以前に利用した介護サービスに係る給付割合の特例については、なお従前の例による。